

滋賀県公安委員会告示第 6 6 号

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第 5 条第 5 号の規定による特例施設占有者の指定を受けた者から公示に係る事項の変更（施設の廃止・名称変更）の届出があったので、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）第29条第 2 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 4 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

- 1 特例施設占有者 令和 3 年滋賀県公安委員会告示第 8 号に係る特例施設占有者（株式会社ライフコーポレーション）
- 2 廃止する施設の名称及び所在地
 草津駅前 B 自販機 滋賀県草津市西渋川一丁目 1 番 3 号
- 3 名称を変更する施設の名称及び所在地
 変更前 草津駅前 C 自販機 滋賀県草津市大路町 1 番 27 号
 変更後 草津駅前 B 自販機 滋賀県草津市大路町 1 番 27 号